



なくそう！望まない受動喫煙

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、**2020年4月**より全面施行されます。望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーから**ルール**へと変わります。

第一種施設 ・学校、児童福祉施設 ・病院、診療所 ・行政機関の庁舎 等	敷地内禁煙(屋内完全禁煙) ・屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる
第二種施設 (第一種施設以外の施設) ・事務所 ・工場 ・ホテル、旅館 ・飲食店 ・旅客運送事業船舶、鉄道 等	原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要) 経営判断により選択 ・屋内禁煙 ・喫煙専用室設置 喫煙のみ可(飲食等は不可) 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない ・指定たばこ専用喫煙室設置 加熱式たばこのみ使用可、飲食等可 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない
【経過措置】 既存の経営規模の小さな飲食店	喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能
喫煙を目的とする施設	施設内で喫煙可能
屋外や家庭など	喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮(配慮義務)

喫煙者が吸っている煙だけではなく、たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にもニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言い、周囲の非喫煙者への健康影響があるとされています。

法改正では、喫煙者は、禁煙の場所以外で喫煙する際は、「受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮しなければならない」**配慮義務**も規定されています。法に定めた義務に違反した場合、違反した喫煙者や施設等の管理権原者に指導・助言、勧告・公表・命令が行われ、それでも改善されない場合に**過料を科す**としたことも法改正の大きなポイントとなっています。

<引用・参考文献>厚生労働省ホームページ

へるすあっぷ 21 2018年10月号